

新たな新型インフルエンザワクチン接種に係る軽減措置について

平成22年9月29日

保健福祉部

厚生労働省においては、平成22年7月に開催された「全国新型インフルエンザ対策担当課長会議」において、平成22年度における新たな新型インフルエンザワクチンの接種について、昨年度に引き続き、低所得者に対するワクチン接種費用の軽減措置を実施する旨、明示されたところです。（国からの正式な通知は、9月末予定）※本日の受け取り

市では、国の考え方を踏まえて、低所得者等を対象に、軽減措置を実施しようとするものです。

なお、当該措置に係る予算は、当面は、現計予算（予防接種事業等）で対応することとし、接種状況を勘案のうえ、補正予算で対応する予定としております。

1 新たな新型インフルエンザワクチン接種事業の概要

○ 今回の軽減措置等は、平成22年度において実施するもので、平成23年度以降については、国の動向も踏まえて、対応することとなります。

○ 被接種者のうち、低所得者については接種費用の全額を軽減するものです。

○ 「新たな新型インフルエンザワクチン」は、従来実施している「季節性インフルエンザワクチン」との「混合のワクチン」です。

このため、従来、市が実施している、「高齢者インフルエンザ予防接種（法定接種）」の一部自己負担及び「幼児インフルエンザ予防接種（任意接種）」の助成事業を、併せて実施するものです。

○ 幼児インフルエンザ予防接種の助成対象の年齢を、これまでの「3歳以上6歳未満」から「就学前まで」に拡大し、助成を実施するものです。

（1回当たり1,000円、2回で2,000円）

○ 接種費用は、軽減が図られます。（国で示した基準単価に統一して実施）

・従来のワクチン：1回目及び2回目とも各4,000円

・新たなワクチン：1回目 3,600円 2回目 2,550円

(1) 実施主体

国

※ 臨時国会で予防接種法の改正法案が成立した場合には、法に基づく「新臨時接種」のワクチン接種となり、市の事業として実施することになります。

(2) 実施期間

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

(3) 接種対象者

全ての市民（優先接種者を限定せず）

(4) 接種医療機関

原則として、全国の医療機関で接種が可能です。

2 接種費用及び接種回数

区分	市の接種費用単価		接種回数
1回目の接種	3,600円	※2回目を別医療機関で接種したときは、1回目の接種費用と同額となる。	原則として ○13歳未満：2回接種 ○13歳以上：1回接種
2回目の接種	2,550円		

3 接種費用の低所得者への軽減措置の内容

(1) 対象者

- ・ 生活保護世帯
- ・ 市町村民税非課税世帯
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている世帯

(2) 軽減措置の内容

対象者については、市で定める接種費用の全額を軽減します。

(3) 軽減措置に係る概算経費及び財源措置

■ 概算経費（単位：千円）

軽減措置対象者の概算経費	財源内訳		
	国(2/4)	県(1/4)	市(1/4)
61,270千円	30,635千円	15,317千円	15,318千円

《経費の算定条件》

- 接種率 : 平均 38.9%
- 接種者のうち軽減措置対象者 : 18,929人(対接種者割合 : 16.7%)
- 高齢者インフルエンザ予防接種及び幼児インフルエンザ予防接種に対する助成措置は含んでいない。

4 軽減措置及び公費負担の手続き

原則として、軽減措置額及び公費助成額を医療機関に支払うものとする。

5 周知方法

- ・ 盛岡市医師会を通じて接種医療機関に周知（ポスター掲示）
- ・ 市ホームページ、市広報（10月15日号に掲載）で周知
- ・ 各種届出窓口での周知